



第48回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月21日(金曜日) 午前10時

場所

東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館) 4階 鳳凰の間

目次

■ 事業報告	3
■ 計算書類	18
■ 監査報告書	29
■ 株主総会参考書類	31
第1号議案 剰余金配当の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	
第5号議案 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	
第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 4333)
2019年6月5日

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目12番14号
株式会社東邦システムサイエンス
代表取締役社長 小坂友康

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。後述のご案内に従って2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）4階 鳳凰の間
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項 第48期（自2018年4月1日至2019年3月31日）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金配当の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第5号議案 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

-
1. 本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立ってインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tss.co.jp/ir/tabid/121/Default.aspx>）に掲載いたしました。
 2. 事業報告・計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2019年6月21日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付へご提出下さい。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使のお手続きについて

行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。

なお、同封の記載面保護シールをご利用下さい。



電磁的方法（インターネット）による議決権行使のお手続きについて

行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をパソコンまたはスマートフォンを用いてご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承下さい。

インターネットによる
議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

電話 0120-652-031（フリーダイヤル） 受付時間 9：00～21：00

⚠ 注意事項

- インターネットにより議決権行使をされる場合は、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に関するのみ有効です。次回の株主総会の際には、新しいパスワードを発行いたします。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承下さい。

(添付書類)

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

I. 会社の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気は緩やかな回復が続きました。しかしながら、米中貿易摩擦の問題や英国のEU離脱問題など世界経済の先行きは不透明な状況にあります。

当社が属する情報サービス業界におきましては、特定サービス産業動態統計（2019年2月分確報）によると売上高は前年同月比3.4%と5ヶ月連続の増加、受注ソフトウェアのシステムインテグレーションは同5.7%の増加となりました。一方、IT技術者不足は依然として解消しておらず、システム開発要員の確保は厳しい状況が続きました。

このような環境のもと、当社は業務知識とマネジメントを含めたシステム構築力の一層の強化により、金融系分野のシステム開発を中心に既存顧客の案件拡大及び新規顧客の開拓に注力するとともに、AIやIoT等の先端技術を活用した案件の獲得を進めてまいりました。

また、当事業年度に発覚した当社元取締役の不正行為につきましては、常勤監査役を委員長とする社内調査委員会による事実関係の調査を実施し、その調査結果を踏まえた「監査体制の見直しと牽制機能の強化」及び「コンプライアンス意識の向上と徹底」を軸とした再発防止策を策定し、役職員一丸となって実行に取り組んでまいりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高は12,802百万円（前期比6.8%増）、営業利益は1,030百万円（同15.0%増）、経常利益は1,038百万円（同15.0%増）、当期純利益は651百万円（同6.7%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

【ソフトウェア開発】

当社の中心的なビジネス領域である金融系分野の売上高は10,576百万円（前期比4.0%増）となりました。大型案件の獲得に加え、既存保守領域も順調に推移した損害保険系業務は4,748百万円（同31.4%増）となりました。一方で、新規顧客の獲得が進んだものの既存顧客の体制が縮小したことにより証券系業務は1,688百万円（同3.1%減）、大型開発案件が保守フェーズへ移行した生命保険系業務は2,694百万円（同9.2%減）、大型の統合案件が終了した銀行系業務は973百万円（同29.9%減）となりました。

非金融系分野の売上高は1,895百万円（同25.1%増）となりました。基盤系保守の拡大やAIを活用した通信会社向けの開発・保守が増加した通信系業務は1,033百万円（同30.6%増）、保守の領域が拡大した医療・福祉系業務は402百万円（同57.6%増）となりました。

これらの結果、ソフトウェア開発全体の売上高は12,471百万円（同6.8%増）となりました。

【情報システムサービス等】

情報システムサービス等の売上高は330百万円（前期比8.1%増）となりました。

(単位：千円)

区 分	第 45 期 2016年3月期		第 46 期 2017年3月期		第 47 期 2018年3月期		第 48 期 2019年3月期 (当事業年度)	
	売 上 高	構 成 比 %	売 上 高	構 成 比 %	売 上 高	構 成 比 %	売 上 高	構 成 比 %
ソフトウェア 開 発	12,801,118	97.5	11,883,457	97.2	11,682,214	97.4	12,471,872	97.4
情報システム サ ー ビ ス 等	334,380	2.5	339,730	2.8	306,244	2.6	330,932	2.6
合 計	13,135,498	100.0	12,223,188	100.0	11,988,459	100.0	12,802,805	100.0

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は4,010千円であり、その主なものはパソコン等事務機器の購入が1,980千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 45 期 2016年3月期	第 46 期 2017年3月期	第 47 期 2018年3月期	第 48 期 2019年3月期 (当事業年度)
売 上 高	13,135,498	12,223,188	11,988,459	12,802,805
経 常 利 益	1,330,410	1,183,671	903,816	1,038,944
当 期 純 利 益	833,506	807,326	610,503	651,286
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	68円70銭	66円54銭	50円32銭	53円68銭
総 資 産 額	8,914,912	9,237,677	9,852,415	10,422,545
純 資 産 額	5,451,162	6,033,982	6,427,889	6,836,250
1 株 当 たり 純 資 産 額	449円31銭	497円35銭	529円82銭	563円48銭

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社との関係
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

国内企業におけるIT投資は、安定的に増加傾向にあり、近年はIoTやAIなどを活用した、競争優位性の高い新サービスやビジネスモデルの実現のためには必要不可欠となっております。

このような状況下、人が最大の資産である当社においては、高い技術力と顧客要求を的確に実現できる業務理解能力が強く求められ、これらの要求に高いレベルで応えられる人材を確保、育成していくことが当社の事業拡大における最重要課題と認識し、鋭意取り組んでまいります。

(1) デジタルビジネス領域への展開

各企業は成長力、競争力強化のためにデータの利活用をベースとした新たなビジネスモデルの創出へと変革する必要に迫られております。また、先端技術の活用により既存の業務サービスが大きく変化するとともに、新たなサービス、新商品の開発が加速していくことが予想されます。このようななか、当社は拡大するデータ活用ビジネスのニーズに的確に対応し、かつ先端技術の習得を図ることで、当社の中心的なビジネス領域である金融IT市場の変革に積極的に対処してまいります。

(2) サービス提供型事業への展開

既存の受託開発は逡減傾向にあり、かつソフトウェアは「作る」から「使う」へとサービスシフトが加速しております。また、技術者のリソース不足は今後も継続し、人材の確保は非常に厳しい状況となっております。そこで当社は長期的な事業成長を図るために、労働集約型の受託開発に代表されるような人月ビジネス以外のモデルを構築する必要があり、今後、新たなサービス提供型ビジネスの創出に注力してまいります。

(3) 人材の育成

金融系分野におけるシステム開発において、オープン化・クラウド化の進展等により、システム開発技術は多様化、複雑化、高度化しております。一方、顧客業務を十分に理解し、要求内容を的確にシステムとして展開できる業務知識が重要になっております。これら「システム技術力」と「業務知識」に加え、事業拡大に伴うパートナー技術者の増加に対応したプロジェクトの管理・運営を円滑に遂行していくための「プロジェクトマネジメント力」の強化が一層重要になると認識しております。また、近年AI、IoT、Big Data、ブロックチェーン技術及びRPA等の技術習得が必須となっており、これらの「先端技術力」習得に加え、人月ビジネス以外の新しい事業を創出するための「事業開発力」を磨いてまいります。

(4) 仕損リスクの回避

請負契約のシステム開発プロジェクトにおいては、仕様変更や機能追加などに起因する想定外の作業により原価超過の発生が懸念されます。その防止のため、プロジェクト革新室を中心として、プロジェクトの状況及び問題点の「見える化」を推進してまいります。商談段階における案件内容とそのリスクの把握及び受注可否判断、プロジェクト運営段階での状況把握による早期対策の要否、顧客に対する契約改定の申し入れなど、内容と規模によっては経営判断を含めた仕損防止体制を強化してまいります。

(5) パートナー会社との関係強化と要員確保の柔軟性の実現

事業規模拡大に向けては、顧客からのより多くの要求に適切に応えるため、社内技術者の強化とともに高いスキルを保有するパートナー技術者の確保が必須となっております。業界の受注競争が激化するなか、確実に顧客の要求に応え、高品質のシステムを提供していくためには、より一層適切なパートナー選定が不可欠となります。パートナー会社の選定につきましては、長期継続的な要員計画により、双方にとって価値のある関係を構築してまいります。また、ITスキル、あるいは業務アプリケーション構築力などパートナー会社の保有する技術力の特性を見極め、最適の体制構築を実現し競争力を高めてまいります。

開発費用の削減、あるいは一時的な多数の要員確保の要求に対しては、中国を中心としたオフショア会社及び地方のニアショア会社の活用も引き続き推進してまいります。

(6) プロジェクトマネジメントの強化・徹底

プロジェクトの円滑で健全な推進については、担当マネージャのスキル強化を図るとともに、引き続き、PMOの活動を強化、推進してまいります。受託ソフト開発における顧客要求事項は費用のみならず納期、品質についてもより厳格となっており、案件受注に対する情報サービス業界内の競争が激化しております。監視すべきプロジェクトを選定し、適切なタイミングで適切な指摘と対策を実施することで顧客の信頼を獲得し継続的な受注を実現し、安定的な事業推進に寄与できるものと考えております。

(7) 顧客RM（リレーションシップ・マネジメント）の向上

情報サービス業界内の競争が一層激化するなか、従来以上に継続的に顧客とのリレーションを実施することは、要求事項の迅速な把握、最適な提案の実施、高品質のシステム提供の実現において不可欠であります。顧客リレーション強化に向け、顧客重視をより鮮明にし、顧客満足度向上を目指し開発部門と営業部門が一体となった運営を推進してまいります。

(8) コンプライアンス、セキュリティ対応の徹底

個人情報保護やセキュリティの強化につきましては、継続して各種基準、ルール、手順の見直し、改定を行いながら、最適な管理体制を確立してまいります。

特にセキュリティに関してはISO27001認定による更なるセキュリティレベルの向上と顧客からの信頼向上を図り、社員及びパートナー技術者全員への教育とルールの徹底を継続してまいります。

また、コンプライアンスにつきましては、当事業年度に発覚いたしました不正行為に対する再発防止策として「監査体制の見直しと牽制機能の強化」及び「コンプライアンス意識の向上と徹底」を軸とした各種施策を策定しており、その実施を徹底してまいります。

5. 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

区 分	事 業 の 内 容
ソフトウェア開発	保険・証券・銀行など金融系ユーザ及び通信業向けを中心としたソフトウェア開発業務を行っております。
情報システムサービス等	ユーザのコンピュータの運用管理業務等を行っております。

6. 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都文京区小石川一丁目12番14号

7. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
534名	4名減	38.9歳	13.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員(22名)を含んでおります。

Ⅱ. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 48,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,132,262株 (自己株式1,733,730株を除く)
3. 株主数 4,363名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 光 通 信	2,548,900株	21.0%
東 邦 シ ス テ ム サ イ エ ン ス 従 業 員 持 株 会	1,148,262	9.5
渡 邊 一 彦	660,180	5.4
日 本 ユ ニ シ ス 株 式 会 社	585,000	4.8
篠 原 誠 司	465,840	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	324,100	2.7
株 式 会 社 野 村 総 合 研 究 所	245,400	2.0
富 士 通 エ フ ・ ア イ ・ ピ ー 株 式 会 社	234,000	1.9
染 宮 俊 伸	183,700	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	141,200	1.2

(注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

Ⅲ. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員 の 状況

1. 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小坂 友康	社長執行役員
取締役相談役	村上 宣夫	
取締役	田邊 直樹	常務執行役員管理本部長
取締役	渡邊 一彦	
取締役	小向 鋭一	
取締役	上嶋 裕和	
常勤監査役	鈴木 光一	
監査役	高橋 誠	
監査役	武間 久男	
監査役	田崎 稔	

- (注) 1. 取締役田邊直樹氏及び薄井啓至氏は、2018年6月22日開催の第47回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役高橋誠氏及び田崎稔氏は、2018年6月22日開催の第47回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役小向鋭一氏及び上嶋裕和氏は、社外取締役であります。
4. 監査役武間久男氏及び田崎稔氏は、社外監査役であります。
5. 取締役小向鋭一氏、上嶋裕和氏及び監査役武間久男氏、田崎稔氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
6. 取締役（常務執行役員営業開発本部長）薄井啓至氏は、2018年9月16日に逝去により取締役を退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	109,727千円 (7,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	21,700千円 (9,000千円)
合 計	14名	131,427千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の第39回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分が年額20,000千円以内）と決議いただいております。（ただし、使用人分給与は含まない。）
2. 監査役の報酬限度額は、1999年6月24日開催の第28回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額11,307千円（取締役7名分10,307千円、監査役1名分1,000千円）が含まれております。
4. 2018年6月22日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました取締役3名に対し、役員退職慰労金として161,711千円支給しております。なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労金繰入額146,806千円が含まれております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況等

該当事項はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小 向 鋭 一	当事業年度開催の取締役会には、19回中18回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。
社外取締役	上 嶋 裕 和	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。
社外監査役	武 間 久 男	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、適宜質問、助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、22回中22回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、10月から社内調査委員会、11月からは再発防止委員会の各委員として、調査及び再発防止策の策定に尽力するとともに、毎週当委員会に出席し、各種対策事項についての進捗状況の監視や意見等述べるなど適切に職務を遂行しております。
社外監査役	田 崎 稔	就任後開催の取締役会には、14回中13回出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、適宜質問、助言を行っております。また、就任後開催の監査役会には、16回中15回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 2018年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,000千円

(注) 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は金融商品取引法上の監査に対する報酬等を含んでおります。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

(1) 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(2) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社における業務の適正を確保するため、また財務報告の適正性を確保するため必要な体制の整備をしております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社（T S S）は、「T S S 基本理念」、「T S S 企業行動原則」からなる「T S S 企業行動基準」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び企業倫理を遵守した行動をとるための規範としております。

また、「公益通報者保護規程」を定め、内部通報制度として「T S S ヘルプライン」、社外通報制度として「パートナーホットライン」を設置・運営しております。

(2) 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は「文書保存規定」を定め、取締役の職務の執行に関わる情報を文書にて保存・管理しております。

文書の保存期間は、主管部署ごとに「文書保存一覧表」として明示されており、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等は永久保存、株主総会関係書類は10年保存とするなど、重要な書類は長期に保存・管理しております。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」を定め、ビジネス上のリスクを識別し総合的にリスクをコントロールしております。また、内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制制度、リスク管理など全社レベルでの内部統制を行っております。

品質、情報セキュリティ、個人情報保護その他個別のリスクに対処するため専門の委員会を設け、リスクの把握及び対応を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例開催しております。

また、経営と執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、経営上の最高意思決定を行う者を取締役、各業務部門の執行責任者である者を執行役員としております。

(5) 監査役の補助使用人に関する事項及び監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、経理部又は総務部から監査役を補助すべき使用人を指名することとしております。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととしております。

(6) 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制、その他監査役監査の実効性を確保するための体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に適宜報告するものとしております。

なお、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来るものとしております。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとしております。

また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査業務の達成を図ることとしております。

(7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。

また、報告を行った者に対しては、公益通報者保護規程に準じて報告者の保護と秘密保持に最大限の配慮を行うこととしております。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

また、監査役の職務の執行について生じる定常的な費用については、毎年予算化しております。

(9) 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、経理規程等を整備し、必要な内部統制環境を構築しております。

また、財務報告において不正や誤謬の発生するリスクを管理し、予防及び牽制を効果的に機能させることで、正確な財務諸表を作成するとともに、財務報告の信頼性・適正性を確保することに努めてまいります。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組について

- ① 「T S S 企業行動基準」及び「コンプライアンス宣言」を業務遂行の礎として制定し、社長自らコンプライアンスの徹底のメッセージを社内ポータルサイトにて発信し、役職員に対する法令遵守及び企業倫理の意識の浸透を図りました。
また、年1回全社員が出席する「進発会議」においては、各種法改正への対応、労務・安全衛生関連、ハラスメント等に言及し、さらに今年度からは「eラーニング」による教育を実施するなど、コンプライアンスに関する周知徹底を行いました。
- ② 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を年6回開催し、法令遵守の状況、内部通報制度（T S S ヘルプライン）の運用状況、財務報告に係る内部統制制度の運用状況についての報告を行いました。
- ③ 当事業年度に発覚いたしました不正行為に対する再発防止策として「監査体制の見直しと牽制機能の強化」及び「コンプライアンス意識の向上と徹底」を軸とした各種施策を策定し、その実施を徹底しました。

(2) リスク管理体制について

当社は「リスク管理規程」に基づき、当社において発生しうるビジネス上のリスクを「ビジネスリスク・チェックリスト」により識別し、リスクの評価、リスクへの対応について、内部統制委員会に報告しました。また、個別のリスクに対応するため、品質管理委員会を年4回、セキュリティ委員会（情報セキュリティ・個人情報保護）を年4回開催いたしました。

(3) 取締役の職務の執行について

当事業年度は、定時取締役会11回、臨時取締役会8回の計19回の取締役会を実施しました。取締役会においては、法令・定款及び取締役会規程で定めた経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しました。

また、11月より取締役管理本部長を委員長とする再発防止委員会を設置し、週1回計17回開催し、不正行為に係る再発防止策を検討・実施してまいりました。

(4) 監査役の職務の執行について

①当事業年度は、定時監査役会13回、臨時監査役会9回の計22回の監査役会を実施しました。監査役会においては監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行状況、法令、定款等の遵守状況について監査しました。

②監査役は四半期決算毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、内部統制上又は経営上の重要事項についての意見交換を実施しました。

③監査役は、取締役会等に出席するとともに、年に1回代表取締役との意見交換を行いました。

④監査役は、内部監査担当から定期的に内部監査の結果報告を受ける等、相互連携を図りながら監査を実施しました。

また、再発防止委員会の委員として、調査及び再発防止策の策定について進捗状況の監視や意見等述べました。

(5) 内部監査の実施状況について

内部監査担当は、内部監査計画書に基づき、業務全般にわたる監査を実施し、代表取締役社長に報告しました。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,350,641	流動負債	1,619,210
現金及び預金	7,499,933	買掛金	652,169
売掛金	1,773,866	未払金	81,761
仕掛品	4,301	未払費用	130,073
前払費用	77,176	未払法人税等	198,401
その他	681	未払消費税等	116,986
貸倒引当金	△5,318	賞与引当金	337,281
固定資産	1,071,904	受注損失引当金	40,000
有形固定資産	27,025	その他の	62,537
建物	19,208	固定負債	1,967,084
工具、器具及び備品	7,817	退職給付引当金	1,912,580
無形固定資産	6,170	役員退職慰労引当金	54,503
ソフトウェア	5,981	負債合計	3,586,295
電話加入権	188	純資産の部	
投資その他の資産	1,038,708	株主資本	6,747,791
投資有価証券	202,527	資本金	526,584
長期前払費用	95	資本剰余金	531,902
繰延税金資産	734,136	資本準備金	531,902
敷金	57,611	利益剰余金	6,234,890
保険積立金	29,340	利益準備金	10,500
その他	20,671	その他利益剰余金	6,224,390
貸倒引当金	△5,675	繰越利益剰余金	6,224,390
		自己株式	△545,585
		評価・換算差額等	88,459
		その他有価証券評価差額金	88,459
資産合計	10,422,545	純資産合計	6,836,250
		負債純資産合計	10,422,545

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,802,805
売 上 原 価		10,630,796
売 上 総 利 益		2,172,009
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,141,123
営 業 利 益		1,030,885
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,768	
そ の 他 営 業 外 収 益	4,392	8,161
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	102	102
経 常 利 益		1,038,944
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	784	784
税 引 前 当 期 純 利 益		1,038,160
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	347,534	
過 年 度 法 人 税 等	57,643	
法 人 税 等 調 整 額	△18,303	386,873
当 期 純 利 益		651,286

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	526,584	531,902	531,902	10,500	5,815,749	5,826,249
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△242,645	△242,645
当 期 純 利 益					651,286	651,286
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	408,641	408,641
当 期 末 残 高	526,584	531,902	531,902	10,500	6,224,390	6,234,890

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△545,581	6,339,153	88,736	88,736	6,427,889
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△242,645			△242,645
当 期 純 利 益		651,286			651,286
自 己 株 式 の 取 得	△3	△3			△3
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△277	△277	△277
事業年度中の変動額合計	△3	408,637	△277	△277	408,360
当 期 末 残 高	△545,585	6,747,791	88,459	88,459	6,836,250

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒れの実績等を勘案した繰入率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準（ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については完成基準を適用しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

貸借対照表

『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

90,394千円

Ⅲ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	13,865,992	—	—	13,865,992
合計	13,865,992	—	—	13,865,992
自己株式				
普通株式	1,733,726	4	—	1,733,730
合計	1,733,726	4	—	1,733,730

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加4株は単元未満株式の買取りによる増加です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	242,645	20.00	2018年3月31日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2019年6月21日開催の第48回定時株主総会において議案として付議する予定であります。

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	303,306	25.00	2019年3月31日	2019年6月24日

IV. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しております。また、当社はポイント制を採用しており、計算の基礎に予想昇給率を組み入れておりません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,922,462千円
勤務費用	151,310千円
利息費用	18,399千円
数理計算上の差異の発生額	4,662千円
退職給付の支払額	△42,782千円
その他	△8,741千円
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>2,045,312千円</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	2,045,312千円
未認識数理計算上の差異	△132,731千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,912,580千円</u>
退職給付引当金	1,912,580千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,912,580千円</u>

(3) 退職給付費用及びその他内訳項目の金額

勤務費用	151,310千円
利息費用	18,399千円
数理計算上の差異の費用処理額	20,717千円
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>190,427千円</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.0%
-----	------

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	585,249千円
賞与引当金	103,208千円
未払法定福利費	15,500千円
減価償却費	610千円
未払事業税	14,984千円
ゴルフ会員権	12,631千円
役員退職慰労引当金	16,678千円
その他	39,825千円
繰延税金資産小計	788,688千円
評価性引当額	△15,547千円
繰延税金資産合計	773,140千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△39,003千円
繰延税金負債合計	△39,003千円
繰延税金資産純額	734,136千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
住民税均等割	0.2%
過年度法人税等	5.6%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3%

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金等に限定し、資金調達については自己資金で賄っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては取引先別に期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが一ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含まれておりません（注2を参照ください）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,499,933	7,499,933	—
(2) 売掛金	1,773,866	1,773,866	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	200,847	200,847	—
資産計	9,474,648	9,474,648	—
(4) 買掛金	652,169	652,169	—
負債計	652,169	652,169	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額1,680千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

Ⅶ. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額
2. 1株当たり当期純利益

563円48銭

53円68銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社 東邦システムサイエンス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 澤 依 子[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦システムサイエンスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行については元取締役による不正な発注の疑いが判明したため監査役2名を調査委員に含む社内調査委員会を設置して調査を実施いたしました。
上記を除いては、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、前記の不正な発注処理に対して取締役が新たに設置した不正行為再発防止対策委員会の下、強化・見直しが行われており、統制の強化が進んでいることを監査役会として確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社東邦システムサイエンス 監査役会

常勤監査役	鈴木	光一	Ⓔ
監査役	高橋	誠	Ⓔ
社外監査役	武間	久男	Ⓔ
社外監査役	田崎	稔	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な事項と認識し、安定的な配当の維持及び業績に見合った適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の利益水準や財政状態等を総合的に勘案いたしました結果、前期末より1株につき5円増配し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 当社普通株式1株につき 金25円
 総額 金303,306,550円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
 2019年6月24日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	小坂友康 (1966年1月22日) 再任	1989年4月 当社入社 2007年4月 当社 IT推進部長 2010年4月 当社 第五事業部長兼IT推進部長 2011年4月 当社 執行役員第六事業部長兼ITソリューション三部長 2015年4月 当社 常務執行役員第一統括事業部長 2016年4月 当社 専務執行役員営業開発本部長 2016年6月 当社 取締役 2018年4月 当社 代表取締役社長執行役員（現任）	30,400株
取締役候補者の選任理由 小坂友康氏は、2018年より当社の代表取締役社長を務め、営業部門・開発部門を統括していた経験と実績に加え、経営者としての視点により当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行してまいりました。今後も事業運営に対する高い見識と強力なリーダーシップにより当社を成長に導くことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	<p style="text-align: center;">たなべ なお き 田邊直樹 (1962年9月5日)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>1986年4月 当社入社 2010年4月 当社 総務部長 2014年4月 当社 執行役員管理本部副本部長兼人事部長 2016年4月 当社 執行役員管理本部部長兼人事部長 2017年4月 当社 常務執行役員管理本部部長兼人事部長 2018年4月 当社 常務執行役員管理本部部長 (現任) 2018年6月 当社 取締役 (現任)</p> <p>取締役候補者の選任理由 田邊直樹氏は、長年にわたり人事・総務部を統括し、その豊富な経験から管理本部部長として当社の管理部門を牽引し、当社の経営・管理全般にその能力を発揮しております。コンプライアンス等への対応を含めた当社のガバナンス政策にその能力を発揮できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	45,000株
3	<p style="text-align: center;">わたなべ かず ひこ 渡邊一彦 (1944年5月4日)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>1967年4月 東邦生命保険相互会社入社 1996年4月 当社 顧問 1996年6月 当社 代表取締役社長 1999年10月 株式会社ティエスエス・データ・サービス 代表取締役社長 2000年6月 同社 代表取締役会長 2002年6月 当社 CEO 2002年6月 株式会社ティエスエス・データ・サービス 代表取締役社長 2006年4月 当社 代表取締役会長 2006年4月 株式会社ティエスエス・データ・サービス 代表取締役会長 2009年4月 株式会社インステクノ 取締役 2011年4月 当社 取締役相談役 2018年4月 当社 取締役 (現任)</p> <p>取締役候補者の選任理由 渡邊一彦氏は当社の代表取締役社長及び代表取締役会長を務める等、幅広い経験と高い見識に基づき、経営全般に関する助言を行っております。今後も実績に裏付けられた的確な視点を経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	660,180株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 数の
4	小 向 鋭 一 (1951年2月13日) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1973年4月 東洋オフィスメーション株式会社入社 1994年6月 同社 取締役 1994年6月 東洋ビジネスマシーン株式会社 取締役 2000年6月 東洋オフィスメーション株式会社 常務取締役 2005年12月 株式会社デップス 取締役 2006年4月 東洋オフィスメーション株式会社 常務取締役兼常務執行役 2006年4月 アシスト株式会社 取締役 2007年7月 株式会社ジェイ エスキューブ 常務取締役兼常務執行役員 2014年5月 同社 常勤顧問 2017年6月 当社 取締役 (現任)	2,100株
社外取締役候補者の選任理由 小向鋭一氏は、システムソリューション企業出身で業界事情にも明るく、企業経営に携わるなど幅広い経験と高い見識を有しており、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また業界の垣根を越えた幅広い人脈を持ち、当社の事業拡大に向けて協力いただいております。今後もその実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
5	上 嶋 裕 和 (1952年7月25日) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1976年4月 富士通株式会社入社 2004年4月 同社 公共ソリューション本部長 2006年6月 同社 経営執行役 2008年6月 同社 経営執行役常務 2009年6月 同社 執行役員常務 2013年5月 同社 執行役員専務 2013年6月 同社 取締役執行役員専務 2014年4月 同社 取締役 2014年6月 同社 顧問 2014年6月 株式会社富士通アドバンスエンジニアリング 代表取締役社長 2015年6月 同社 代表取締役会長 2016年4月 同社 取締役会長 2017年4月 同社 顧問 2017年6月 当社 取締役 (現任)	1,000株
社外取締役候補者の選任理由 上嶋裕和氏は、大手コンピュータメーカー出身で業界事情にも明るく、ソフトウェア開発分野にも精通し、企業経営者としての幅広い経験と高い見識を有しており、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。今後もそのノウハウを当社経営に活かすことができると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 小向鋭一氏及び上嶋裕和氏は、社外取締役候補者であります。
当社は、小向鋭一氏及び上嶋裕和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
小向鋭一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
上嶋裕和氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役鈴木光一氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
わたなべとしお 渡辺敏男 (1961年12月24日)	1985年4月 当社入社 2002年4月 当社 開発六部長 2008年4月 当社 第一事業部長兼開発二部長 2009年4月 当社 執行役員第一事業部長 2014年4月 当社 執行役員プロジェクト監理室長 2016年4月 当社 常務執行役員プロジェクト監理室長 2019年4月 当社 常務執行役員営業開発本部付(現任)	33,000株
新任	監査役候補者の選任理由 渡辺敏男氏は、システム開発部門の事業部長として、技術・マネジメントに関する知識、経験が豊富であり、直近ではプロジェクト監理室長として品質・生産性の向上、仕損防止に多大な貢献をしております。また、常務執行役員として経営会議に出席するなど、会社経営にも深く参画しております。今後は、これらの経験が当社経営の監視や助言に活かすことができると判断し、今回新たに監査役候補者いたしました。	

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます村上宣夫氏及び監査役を退任されます鈴木光一氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

その具体的金額、贈呈時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
村 上 宣 夫 むら かみ のぶ お	2008年 6月 当社 取締役 2011年 4月 当社 代表取締役社長 2018年 4月 当社 取締役相談役 現在に至る
鈴木 光 一 すず き こう いち	2015年 6月 当社 常勤監査役 現在に至る

第5号議案 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は2019年5月23日をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役のうち本制度の対象となる取締役2名に対し、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給いたしたく存じます。

また、支給の時期は、取締役を退任する時といたしたいと存じます。なお、その具体的金額、支給の方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
小 坂 友 康 こ さか とも やす	2016年 6月 当社 取締役 2018年 4月 当社 代表取締役社長 現在に至る
田 邊 直 樹 た なべ なお き	2018年 6月 当社 取締役 現在に至る

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2010年6月24日開催の当社第39回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分が年額20百万円以内、ただし使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、株式保有を通じた株主の皆様との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブ又は中期事業計画に代表される当社の中期的な業績及び株価の上昇に向けた中期インセンティブとして、二つの異なる譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額40百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記

3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数80,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、それぞれ以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、以下に定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

- i. 譲渡制限付株式Ⅰ型：20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間
- ii. 譲渡制限付株式Ⅱ型：3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は理事のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限期間が異なる二種類の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び理事に対し、割り当てる予定です。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 東京都千代田区九段北四丁目 2 番 25 号
アルカディア市ヶ谷 (私学会館) 4 階 鳳凰の間
電 話 (03) 3261-9921 (代表)



交通のご案内

- ★JR 市ヶ谷駅から徒歩2分
- ★都営新宿線 市ヶ谷駅 (A1またはA4) 出口から徒歩2分
- ★東京メトロ 有楽町線・南北線 市ヶ谷駅 (1またはA1) 出口から徒歩2分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

UD FONT
by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。